

～あなたとともに成年後見を考える～

りーがるさぽーとにゅーす

2005年12月発行 <第4号>

成年後見制度5周年記念 **今こそ、成年後見。**～私らしく生きるために～



● 成年後見制度5周年記念
市民公開シンポジウム開催

「今こそ成年後見。〜私らしく生きるために〜」を開催

平成十七年九月十日（土曜日）午後二時から午後五時まで「エルおおさか」において、社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、大阪司法書士会と近畿司法書士会連合会の共催による成年後見制度五周年記念事業市民公開シンポジウム「今こそ、成年後見〜私らしく生きるために〜」が開催された。

以下、このシンポジウムにつき報告する。

一、企画目的

成年後見制度は、意思能力の衰えた高齢者や、精神障害・知的障害のある方々のために、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念のもとに五年前に誕生した。特にわが国においては、急速な高齢化の進行によって身上保護を必要とする人々が急激に増加しているという切迫した状況がある。

このような状況下、私たち司法書士は、成年

「今こそ」を企画した。

二、第一部 記念講演 「大家族、支え愛、見守り愛、励まし愛」

講師 西川ヘレン氏



四、第二部 パネルディスカッション 「五年の成果と問題点」 事件は現場で起きている。」

介護保険と同時にスタートした成年後見制度であるが、当初は「車の両輪である」と例えられていたが、五年を経た今でも「車の両輪」たり得ているのだろうか。現場の第一線で活躍されておられる方々を招いて、各々の現場の実情問題点およびこれからの課題点について検証してみた。

コーディネーター及びパネラーは次のとおりである。

コーディネーター

・筑波大学法科大学院 院長 新井 誠 氏

パネラー

・社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会大阪後

見支援センター 部長 川並 利治 氏

・社会福祉法人 大阪市知的障害者育成会

理事 辻川 圭乃 氏

・社団法人 全国消費生活相談員協会

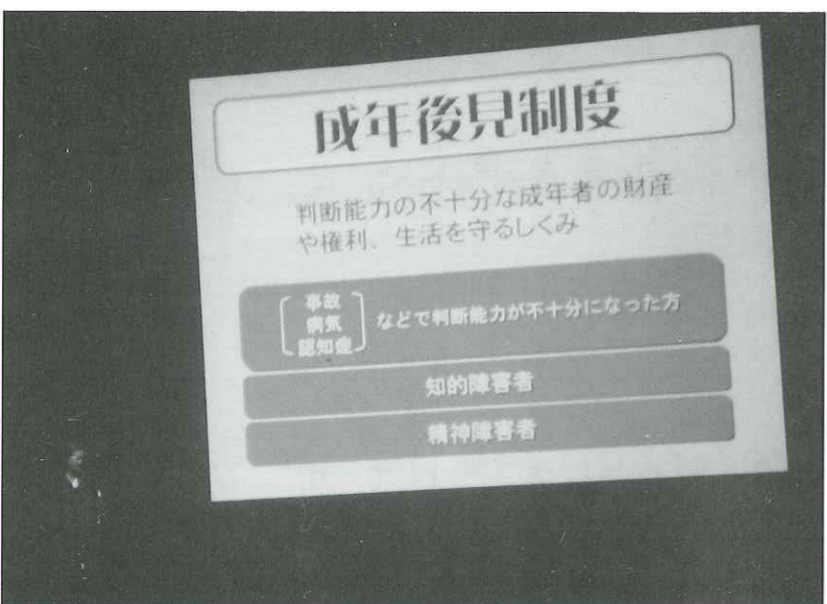
理事 田坂 圭子 氏

・社団法人 成年後見センター・リーガルサポ

ート大阪支部 副支部長 多田 宏治 氏

三、成年後見制度紹介スライド上映

後見制度の概略をスライドで上映した。文字をあまり使わず、イラストを多用したもので、また具体的事例をまじえた解説のため、非常に分かりやすく、参加者は皆熱心に見ておられた。制度のことを全く知らない人でも、このスライドを見ればイメージはつかんでもらえるであろう。これからの研修会でも利用していきたい。



シンポジウムは西川ヘレン氏の記念講演で幕を開けた。言わずと知れた西川きよし氏の奥様である。

西川家はきよしさん、ヘレンさん、ヘレンさんのお母様、きよしさんのご両親それに三人のお子さまとの八人の大家族である。そんな中で夫をささえ、子どもを育て、仕事を持ち、そして親の介護をされてこられたが、相次いでお母様ときよしさんのお父様を亡くされた。

今回の講演では、その体験を包み隠さずお話しされた。その臨場感溢れる軽妙な語り口に、聴衆はいつしか西川家の一員になったかのよう

に共に笑い、うなずき、そして涙した。オムツや、トイレの世話の、時としては重くなるような話題でも、ユーモアを交え愛情たっぷりに話されるので、聞いている側も微笑ましく温かな気持ちにさせてくれる。最後まで一つ屋根の下、家族みんなで過ごしたい、というヘレンさんやきよしさん、子どもさん達の気持ちが、強く伝わって来た。お亡くなりになったお父様、お母様もさぞかし心安らかに逝かれたであろう。介護に必要なものは、家族の愛情にまさるものは無いのだという事が聴く者の胸に深く届いた講演であった。



筑波大学法科大学院院長
新井 誠氏

「平成十二年よりスタートした介護保険制度の全国での利用件数は三〇〇万件といわれているが、一方の成年後見制度は五万件にとどまっている。この数字はどう考えてもおかしい。これは何を物語っているのだろうか」コーディネーター新井氏の言葉でパネルディスカッションは幕を開けた。

車の両輪たる両制度に、五年たった今、大きな内輪差が生じている。成年後見制度の利用件数が五万件というのは、先進国では最低であるという。はたして現場での現状はどのようなうか。

辻川氏は、「知的障害者を狙った悪徳商法が増加している」という。純真で何でも信じてしまう障害者は悪徳業者の格好の獲物であり、ま

田坂氏は、「世の中には『補助類型』に該当する人が一番多いはずなのに、申立件数は後見が多く、非常に偏っている」と問題点を指摘する。「もっと『補助』を活用すべきだ」と。

多田氏は、「後見制度はまだまだ金持ちのための制度である」と指摘する。「市町村申立の充実をはかり、第三者後見人の育成が急務である、それには行政の後見人育成システムや公後見人制度の創設を検討しなければならない」という。

行政の立場からも川並氏は、「これからは第三者後見人の増加が必要である。行政が、後見人を市民の中から育て上げていくシステムを作り、そのためには後見人の責任の所在を明確化にしなければならない」と述べた。

また、辻川氏も、「後見人は第三者後見人がすべれている。親なき後の問題のためにも、NPO法人が担い手になるべき、そのためには行政の補助も必要だろう」と述べた。

田坂氏からは、「後見申立費用やランニング

コストを介護保険や支援費に組み込まないだろ

た、名簿業者の情報により繰り返し被害に遭っている。田坂氏も「協会の窓口」に寄せられる相談は、知的障害や認知症の方を狙った悪徳商法の被害によるものが年々増加している。これはかつての豊田商事の被害を上回るものである」という。

多田氏からは「今年の六月にリーガルサポート大阪支部において、社会問題化している悪徳商法の被害に対して、「認知症契約トラブル」一〇番」と題した電話相談を開催し、多くの電話相談が寄せられたが、成年後見制度を知らない人がまだまだ多くいる。」との発言があった。また「リーガルサポート大阪支部での受託件数は法定後見が一三三件なのに対して、任意後見が五〇件である。これは費用の面もさることながら、まだまだ契約に対する意識の低さではないか」とし、これを受け、新井氏も「まさにこの事実が契約社会に馴染めない日本の風土を象徴している」と指摘する。

こうした中で、川並氏は、市町村申立に関する問題点を指摘する。「市町村の担当者の経験の有無による対応のばらつき、どこの市町村が受けるのかという問題。費用や予算取りの問題など整備する問題点が多いが、申立手続の要件が緩和されることにより、利用の増大に期待し

うか。また、市民にとってはまだまだ『裁判所』の敷居は高い。申立窓口を市区町村役場にも設けたらどうか」という提案がなされた。

多田氏からは、「将来的には申立費用は無料にするべきだ」との意見が出された。「そして、後見業務を阻害する環境を無くし、障害者、高齢者への理解ある街作り、第三者後見人同士のネットワークセンターの創設が必要である」と述べた。



たい」とする。

辻川氏は「自身の補助人としての経験から、本人の権利が侵害されている事が明らかなのに、本人の同意を得られない場合がある。つまり、本人には月五万円の収入しかないのに、弱みにつけ込んで五万円の契約をさせられ、本人もそれを望んでいる場合にどうするのか」という問題点が指摘された。新井氏からは、人は悪

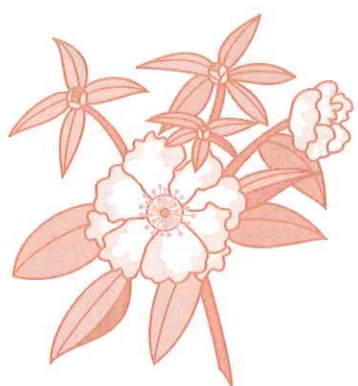


最後に新井氏は、「成年後見制度と介護保険制度は連携が必要である。『介護保険の社会化』は実現した。今後は『成年後見の社会化』を目指していかなければならない」と締め括られた。

現場の声は皆一様に第三者後見人の育成が重要だと説く。リーガルサポートはこの声を無駄にしてはならない。今後、成年後見制度の発展充実には必要不可欠であり、成年後見センター・リーガルサポートはその一翼を担うべき存在にしなければならない。

閉会后、ご婦人が退場される際に「今日は本当によいお話を聴かせて頂いてありがとうございました」と、深々と頭を下げられたのが印象的であった。

(溝畑龍緒)



実践！成年後見

敏江さんのこと

森田 温彦

私は、敏江さん（八三歳・仮名）の補助人をしていきます。敏江さんの仕事では悩むことが多かったのですが、参考になればと思います、ペンをとりました。

敏江さんは、平成十年に主人を亡くして以来、独り暮らしをしています。子供は無く、親類とも全く行き来がありません。数年前に認知症を発症し、奇行が目立つようになりました。見かねた地域の人が行政に保護を申し入れ、市長が審判を申し立てました。

私は、成年後見人になったことがあります。補助人は初めてです。「被補助人は、意思能力が残っている人」くらいに考えていました。でも、審判の手続きをした市の職員さんから引き継ぎを受け、事態の深刻さを理解しました。

「こんな人が、いっぱいあるんです。」引き継ぎの時、市の職員さんが私に見せたのは、数社の証券会社から敏江さんに送られた取引明細書の束でした。残高は、全部で、数千万円。某IT企業の株式や、投資信託、外国債等、合計百銘柄以上ありました。明細を見るだけで、頭

リーガルサポート大阪支部の社員が取り組んだ実例を紹介します。
(なお、プライバシー保護のため、一部内容を変更しています。また、文中の名前はすべて仮名です。)

が痛くなりそうです。しかも、よく読むと、敏江さんの審判申立て直前に、売り買いしたと疑われるものもありました。

それから数日後、敏江さんのお宅に何って、またびつくり。自宅は「ミ屋敷」でした。玄関から呼びかけると、敏江さんは「ミをかき分け出てきましたが、腕にはタニに噛まれた痕がいっぱいありました。そしてよく見ると、敏江さんが寝ていた場所は、古新聞入りのミカン箱を「ベット」にしたものでした。勿論、自宅には、暖房も、冷房もありません。寒い冬、市の職員さんが様子を見に行くと、敏江さんはミカン箱の「ベット」から落ちて、凍えて震えていたこともあったそうです。補助人がついてお金管理できるようになったので、リースで介護用のベッドを搬入し、数人がかりで家を片付けました。

ところが、家を片付けると、不思議なものが、出るわ、出るわ。例えば、怪しげな健康食品と、得体の知れない健康器具。そしてそれらの販売先と思われる会社の領収書が数枚。百万円に近いものまでありました。その上、お葬式互助会の積立書。でも、敏江さんには、喪主になってくれそうな人がいません。だから、葬祭の積

立は、全く、無意味でした。

敏江さんは、認知症状が強くなった頃から「ミを拾うようになり、「ミ屋敷の住人」と呼ばれて嫌われ、近所の人も寄りつかなくなっていました。その頃、敏江さん宅を頻繁に訪ねていたのが、証券会社の営業マンであり、健康食品の販売員であり、葬祭互助会の勧誘員でした。敏江さんは、独りぼっちの時に彼らに優しくされ、言われるままに契約に応じたのでした。だから、敏江さんは、彼らのことを、決して悪く言いません。

しかし、敏江さんが彼らを悪く思っていないことも、事態を放置できません。私は、証券会社に取引を停止するよう申し出て、取引明細書を出すように依頼しました。交渉に交渉を重ね、全ての会社が取引の明細を出したのは、一年二ヶ月も後のことです。また、お葬式の積立金は、数ヶ月間交渉し、ようやく全額返金して貰いました。しかし、健康食品等は、販売時から数年経過して会社も無くなっており、手の打ちようがありませんでした。

ところで、ここまででは消費者被害の話のようですが、実は、まだ難問が残っています。残念なことに、これだけ財産保全に奔走して

も、多額のお金は、敏江さんのために使えそうもないのです。そして、敏江さんの財産は、このままでは、結局、訪ねて来ることもない親類に引き渡すことになりそうです。なぜなら、いくら快適で綺麗な施設に入るよう勧めても、敏江さんは「警沢できない」と言って同意してくれないのです。そして、相変わらず、片付けても片付けても「ミを拾ってきます。このままでは、多額のお金は、使い途がありません。

お年寄りの財産保全と、ノーマライゼーション。難問は、当分、解決しようにありません。



消費者問題と成年後見について

前原 貢

みなさんも埼玉で起こったいわゆる悪質リフォームについての事件は、新聞やテレビ報道などでご存知だと思いますが、あれほど大きな問題にはなっていないまでも消費者被害は確実に増加しているという気はします。もとよりこのことは高齢者だけに限ったことではなく、知的障害者や精神障害者の場合も起こりうる問題です。

私たち司法書士は、成年後見人等に選任されてからこのような問題に対処することが多いのですが、高齢者等の場合、通常よりも困難な問題があります。たとえば、ひとり暮らしの人の場合、契約に係る書類が見つからない、あるいは書類があっても、本人自身が取引状況をよく覚えていないなどの問題です。中には記憶自体が全くない人、事情が全く話せない人もいます。

したがって、取引の相手方からの事情の聴取、書類の写しの取得は非常に重要です。その結果、最初に予想していたことと異なる事情がでてることもあります。悪質な業者は、現金による取引で現金を受け取っておきながら、クレジットの契約書に署名押印させることもあります。

このような場合、特定商取引法等に基づくクーリングオフが利用できれば、ある程度被害の回復は可能です。起算日から八日間しかできませんが、書類が交付されていないか、書類に不備があれば起算が開始されないため取引日から八日経過していても差し支えありません。

私の場合も期間がある程度過ぎていたのですが、クーリングオフを利用しました。そのほか、追認することができる時から六カ月以内なら消費者契約法による取消も考えられます。

しかし、消耗品を使用消費した場合や指定商品・指定権利・指定役務に含まれていない場合は、特定商取引法等に基づくクーリングオフは利用できませんし、取引の相手方がわからない

ケースや相手方がわかっていても倒産などにやり方不明のケースなどでは、支払ったお金を取り戻そうとしても実際には困難が伴います。また、消費者契約法による取消も、消費者の方に立証責任があることから本人から事情を聴取できないような場合には、適用はむずかしいと思われま

本来的には消費者被害が生じてからその回復をはかるより、事前に予防する方が労力も少なくて済み、本人の財産の減少を抑えることができるのです。それには、隣近所、地域の連携とともに早めに補助、保佐を含めた成年後見制度を利用するのが有効です。特に成年後見の場合、広範な取消権が認められているため、審判を受けていけば被害を防止することができます。また、任意代理や任意後見制度を利用すれば、事実上被害を防止することができます。とにかく大事なことは本人のバックに第三者がいることを示すことです。

最後に、厚生労働省の最近の通達で親族の有無の問い合わせが緩和され二親等以内でよいことになったようなので、是非とも市町村の担当者の方にももっと積極的に市町村申立てをしていただき、高齢者、障害者の方の権利の保護に寄与していただきたいと思います。



「認知症契約被害110番」を実施
四二件の相談が寄せられる。

平成十七年六月一六日、「認知症契約被害110番」と題し、電話相談会を実施しました。判断能力の衰えた高齢者に対するリフォーム契約トラブルが社会問題化する中、これらの問題の解決方法の一つとして、成年後見制度をもつと活用していただきたいの思いから、急ぎよの実施となりました。

この「110番」は、新聞各紙で掲載されたほか、テレビでの報道もされ、当日は相談の電話が鳴りやまない状態でした。「認知症の父が家の点検商法により二四〇万円の被害にあった。」、「アルツハイマーを患っている母が訪問販売で不要なものを買いつけている。どうすればいいか。」「将来のために任意後見契約をと考えているがどう手続きをすめればいいのか。」など、四二件のさまざま相談が寄せられました。

リーガルサポート大阪支部では、下記のとおり、成年後見制度に関する常設相談を無料で行っています。悪質な契約被害にあう前に、成年後見制度のご活用をご相談ください。

成年後見制度、高齢者・障害者の財産管理などについて、司法書士が無料で電話または面接でご相談に応じています。何でもお気軽にご相談ください。

〔電話相談〕

電話番号 **06-4790-5656**

日時 土・日曜日、祝日を除く**毎日** 午後1時～午後4時(予約不要)

〔面接相談〕

日時 **毎週木曜日**(但し、祝日は除く)

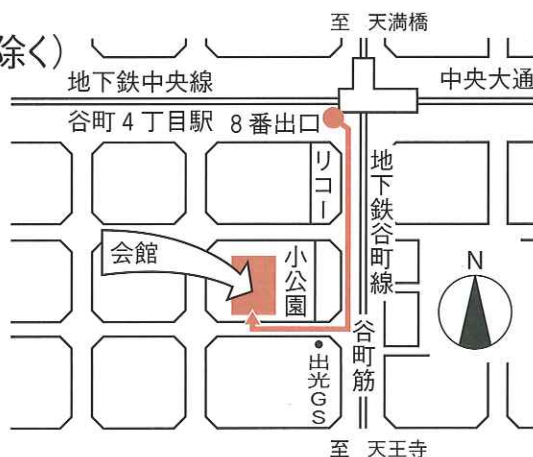
午後1時～午後4時、予約不要
(受付時間:午後3時30分まで)

場所 大阪司法書士会館

大阪市中央区和泉町1丁目1番6号
(電話06-6941-5351)

地下鉄谷町4丁目駅

⑧番出口より谷町筋を南へ徒歩5分



社団法人 成年後見センター・リーガルサポート大阪支部

〒540-0019

大阪市中央区和泉町1丁目1番6号 大阪司法書士会館内

電話 06(4790)5643

FAX 06(6941)7767

(社)成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 <http://www.legal-support-osaka.jp/>

(社)成年後見センター・リーガルサポート <http://www.legal-support.or.jp/>